

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年12月3日(月) 午前9時30分～午前10時5分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	欠
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	欠	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第38号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積
(別段の面積)の設定について
- (2) 議案第39号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第40号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第41号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について
(農地中間管理権の設定に関するもの)
- (5) 議案第42号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか
否かの判断について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第9回農業委員会総会を開催します。 本日、渡邊委員と林委員は欠席です。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>1 1月15日 農業投資価格に関する意見交換会（役場） 1 1月16日 視察研修の報告（町長室） 1 1月25日 自然薯まつり（水車の里） 1 1月29日～30日 全国農業委員会代表者集会（東京都） へ出席しました。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は1番 岸野委員と、2番 高槻祥治委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>38</u>号から議案第<u>42</u>号の<u>5</u>議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第<u>38</u>号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について、事務局の説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>議案第38号は、農地取得の下限面積について、空き家バンクに登録された空き家付き農地に限り、農地取得の下限面積を0.1aに下げるもので、 今回空き家バンク登録者から1件2筆の申請がありましたので、登録について審議するものです。</p> </div> <p>（議案朗読説明）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第<u>39</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u>件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上4件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p> <p>三谷地区 推進委員</p>	<p>事案番号 <u>40</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>この2筆の土地は、先ほど審議しました空き家付き農地です。譲受人は、矢掛町の空き家バンクに登録されていた譲渡人の家を購入され住まれます。問題はないと思います。</p> <p>議長</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>40</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>40</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>山田地区 推進委員</p>	<p>事案番号 <u>41</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人はご高齢で土地の管理が難しい為、譲受人に管理をお願いする事になりました。問題はないと思います。</p> <p>議長</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>41</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>41</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>2番委員</p>	<p>事案番号 <u>42</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は、現在町外にお住まいです。この土地の近くで耕作をされている譲受人に管理をしていただくようになりました。譲受人は、がんばって耕作をされてい</p>

<p>議 長</p>	<p>る方ですので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>42</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>42</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事案番号 <u>43</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>先日農地パトロールをしましたが、現在この土地は耕作されていません。草が生えています。</p> <p>今後この土地を耕作されるとは考えづらいですが、3条の所有権移転で申請されています。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>43</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>43</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>40</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

<p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子です。譲受人が一般住宅を建てられます。周囲の状況を確認しましたが、転用による周辺の土地への影響はないと思いますので、問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>41</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 133) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>議案第 133 号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p> <p>事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第 25 号について、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>42</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>

議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	この土地の現況は、山林原野の様になっています。農地への復旧は困難だと思います。
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。</p>
議 長	次に 報告事項 について確認します。
議 長	農地法施行規則転用届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
8 番委員	1 番は、4 筆あります。その内の 4 6 m ² を農作業場にします。
議 長	農地改良届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
川面地区 推進委員	水稻をされないという事で、土を入れて田から畑に改良します。
議 長	利用目的の変更届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
3 番委員	1 番は 4 筆あります。全て田から畑に変更します。
6 番委員	2 番は、田から畑に変更します。
議 長	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知 について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区	借受人が、ご高齢で耕作ができない為、解約します。

推進委員	
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。